

処 分 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条第1項
処 分 の 概 要	違法駐車車両の移動措置命令等
原 権 者	警察官等
法 令 の 定 め	車両が第44条第1項、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第2項若しくは第3項、第49条の4若しくは第49条の5後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第49条第1項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第49条の3第4項の規定に違反していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者に対し、当該車両の駐車方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	